

恋ヶ浜緑地公園及び下松市恋ヶ浜緑地庭球場
ネーミングライツ・パートナー契約書（案）

下松市と〇〇〇（以下「パートナー」という。）は、下松市が所有する恋ヶ浜緑地公園及び下松市恋ヶ浜緑地庭球場（以下「本施設」という。）の愛称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）に関し、次のとおり契約を締結する。

（ネーミングライツ・パートナー）

第1条 下松市及びパートナー（以下「両者」という。）は、パートナーが本施設のネーミングライツ・パートナーであることを確認する。

（愛称）

第2条 両者は、本施設の愛称を「〇〇〇」とすることに合意する。ただし、両者は愛称のすべて又は一部を漢字、ひらがな、カタカナ、英字に代えて表記することができる。

2 パートナーは下松市に対し、愛称が他者の権利を侵害していないことを保証する。

3 下松市は、愛称の定着その他下松市が事務を遂行するうえで必要と認められる範囲で、愛称を無償で使用できる。パートナーが愛称に関して、知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。）を取得した場合においても同様とする。

4 下松市は、本施設の愛称に都市公園の名称及び下松市体育施設条例（平成30年条例第26号）に規定する名称を併記することができる。

5 パートナーは、本施設のネーミングライツ・パートナーであることを、出版物やウェブサイト等で表示することができる。

6 パートナーは、契約期間中、愛称を変更することができない。ただし、パートナーの商号変更等やむを得ない事由により下松市が承認した場合は、この限りではない。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

（ネーミングライツ料）

第4条 パートナーは、ネーミングライツ料として、年額〇〇〇円を下松市に支払う。

2 パートナーは、前項に規定するネーミングライツ料を、下松市の発行する納入通知書により、毎年度4月末日までに当該年度分を一括して支払う。

3 パートナーは、前項に規定する納入期限までにネーミングライツ料を納入しなかった場合は、納入期限の翌日から納入のあった日の前日までの期間について、民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率で計算した金額（100円未満の端数があるとき又は当該金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は当該金額を切り捨てた金額）を遅延利息として下松市に納入しなければならない。

4 下松市は、パートナーが納付したネーミングライツ料を還付しない。ただし、第8条第1項の規定により契約を解除する場合は、両者協議のうえネーミングライツ料の還付の取扱いについて定める。

(愛称の表示)

第5条 パートナーは、第3条第1項に規定する契約期間にかかわらず、下松市の承認を受け、下松市の指定する日から本施設への愛称の表示を行うことができる。

2 愛称の表示(第2条第6項ただし書きに規定する愛称の変更の場合を含む。)に係る設置費用及び維持修繕、点検等を含む安全管理に要する費用等の一切の経費は、パートナーの負担とする。

3 パートナーは、愛称の表示に起因する事故等について、一切の責任を負う。

4 パートナーは、契約期間中に愛称の表示が適切でなくなった場合は、愛称の表示の復旧その他適切な対応を行わなければならない。

5 パートナーは、契約期間満了までに、自らの責任と費用負担により、愛称の表示を除却し、原状に復旧しなければならない。ただし、下松市がその必要がないと認めた場合は、この限りではない。

(役務の提案等)

第6条 パートナーは、恋ヶ浜緑地公園及び下松市恋ヶ浜緑地庭球場ネーミングライツ・パートナー募集要項(以下「募集要項」という。)に基づき提案した役務等について、下松市の承認を受けて実施する。

(損害賠償)

第7条 パートナーは、その責めに帰すべき事由により下松市(下松市の職員を含む。)に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第8条 両者は、災害その他やむを得ない事由により、この契約の継続が困難になった場合は、協議のうえ、この契約を解除することができる。

2 下松市は、次に掲げる事由がある場合は、何らの催告なくこの契約を解除することができる。

(1) パートナーが、正当な理由なくこの契約に違反し、下松市が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、これを是正しないとき

(2) パートナーが、本市の名誉又は信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為を行ったとき

(3) パートナーに社会的信用、経済的信用を著しく損なう事態が生じたとき

(4) 前各号に掲げるもののほか、不正行為、募集要項に基づく提出書類等の虚偽その他パートナーの責めに帰すべき事由により、パートナーがネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと認められるとき

3 パートナーは、前項の規定によりこの契約を解除された場合は、直ちに、自らの責任と費用負担により、愛称の表示を除却し、原状に復旧しなければならない。また、契約金額の10分の1に相当する額を、違約金として下松市の指定する期限までに下松市に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 パートナーは、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、合併等を原因とする承継で、あらかじめ下松市の承認を受けたものについては、この限りではない。

(変更の届出)

第10条 パートナーは、その名称、所在地及び代表者のいずれかの変更があった場合は、速やかに下松市に届け出なければならない。

(管轄の合意)

第11条 この契約に関する争訟の提起、申立て等は、下松市の所在地を管轄する裁判所にて行う。

(契約の履行)

第12条 この契約の履行にあたっては、募集要項の定めを遵守する。ただし、両者で協議のうえ決定した取扱いについては、この限りではない。

(補足)

第13条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて両者が協議して定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、下松市及びパートナーがそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

【下松市】

下松市大手町三丁目3番3号

下松市長 國井 益雄

【パートナー】

住 所

名 称

代表者

印